

第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画)
(案)
平成30年度～平成34年度

鳥 栖 市

目次

第1章 行動計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の目標	1
4	計画の性格	2
5	計画の期間	2

第2章 計画策定の背景と課題

1	社会経済情勢の変化	3
2	これまでの取組	4
3	新たな課題	5
4	計画の重点課題	5

第3章 計画の内容

1	計画の体系	7
2	施策の展開	9
	基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり	9
	主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	
	主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	
	主要施策3 男女共同参画を推進する人材の育成	
	基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	15
	主要施策1 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進	
	主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備	
	基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり	18
	主要施策1 個人の自立を支える環境整備	
	主要施策2 性と健康を尊重する環境整備	
	主要施策3 生涯を通じた健康づくりの推進	
	基本目標4 女性が活躍できる社会づくり	24
	【鳥栖市女性活躍推進計画】	
	主要施策1 仕事と生活の調和を図る環境の整備	
	主要施策2 女性活躍推進のための環境整備	

基本目標 5 配偶者等に対する暴力の根絶	29
【鳥栖市DV被害者支援基本計画】	
主要施策 1 DV被害を防止する啓発推進	
主要施策 2 相談体制の充実	
主要施策 3 DV被害者の自立支援	
主要施策 4 関係機関の連携・協力	
計画推進体制の整備	37
主要施策 1 計画推進体制の充実	
主要施策 2 計画の進行管理	
主要施策 3 モデル事業所としての市役所づくり	
成果指標及び数値目標	40

第1章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

鳥栖市は、平成25年3月に、第2次鳥栖市男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会の形成を目指す取組を行ってきました。

こうした取組を経て、男女共同参画に関する意識については、少しずつ成果を上げ始めていることが見受けられますが、政治の場や社会通念・慣習・しきたりのなかでは、男女の不平等感が依然として強く残っていることも課題として浮かび上がってきました。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の公布・施行に伴い、これまで以上に女性の活躍推進に向けた取組が求められています。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画のさらなる推進ために、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画)」を策定します。

2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、第3条から第7条にわたり、男女共同参画社会の形成について次の5つの基本理念を規定しています。

- (1) 男女の人権の尊重(法第3条)
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮(法第4条)
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画(法第5条)
- (4) 家庭生活における活動と他の活動との両立(法第6条)
- (5) 国際的協調(法第7条)

本市は、この5つの基本理念に基づき、総合計画に理想像として掲げているように「男女一人ひとりに男女共同参画意識が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわらず自分らしく生きる」ことのできる社会の実現を目指して、計画を策定します。

3 計画の目標

本市における男女共同参画社会の実現を推進するために、次の5つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を実施します。

- 基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
- 基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標4 女性が活躍できる社会づくり
【鳥栖市女性活躍推進計画】
- 基本目標5 配偶者等に対する暴力の根絶
【鳥栖市DV被害者支援基本計画】

4 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、国・県の男女共同参画基本計画を踏まえ、鳥栖市総合計画との整合を図りながら策定します。
- (3) この計画は、平成28年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果や、市民の委員で構成された「鳥栖市男女共同参画懇話会」における議論等を反映して策定します。
- (4) この計画は、女性の職業生活における活躍と推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく基本的な計画を含み、一体的に策定します。
- (5) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本的な計画を含み、一体的に策定します。

5 計画の期間

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とし、平成29年度は、計画期間の中間年に当たるため、計画の見直しを行いました。

改訂後の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更等を考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

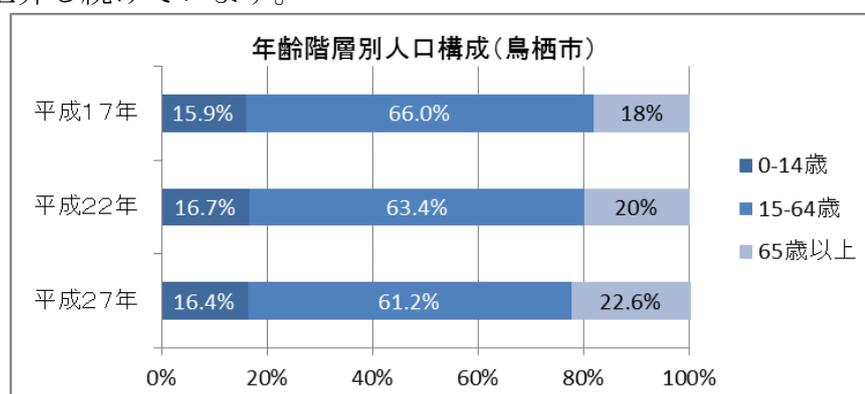
第2章 計画策定の背景と課題

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口動態の変化

国勢調査による鳥栖市の人口は、平成17年から平成27年までの10年間で、64,723人から72,902人と8,179人増加しています。

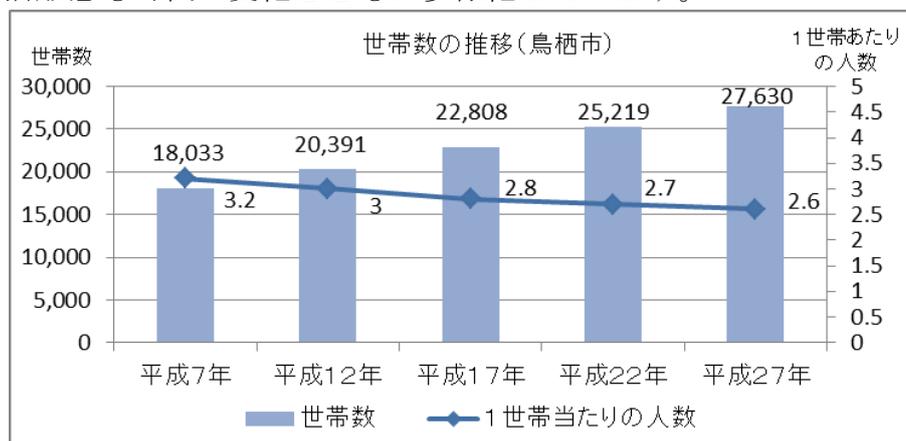
年齢階層別に人口を見ると、15歳未満の子どもの割合は、平成17年の15.9%、平成22年の16.7%、平成27年の16.4%とほぼ横ばいです。15歳以上65歳未満の人口の割合は、平成17年の66.0%、平成22年の63.4%、平成27年度の61.2%と減少しており、65歳以上の高齢者の割合は、平成17年の18.0%から平成27年の22.6%へと上昇し続けています。



資料：国勢調査結果から作成

(2) 家族形態・生活形態の多様化

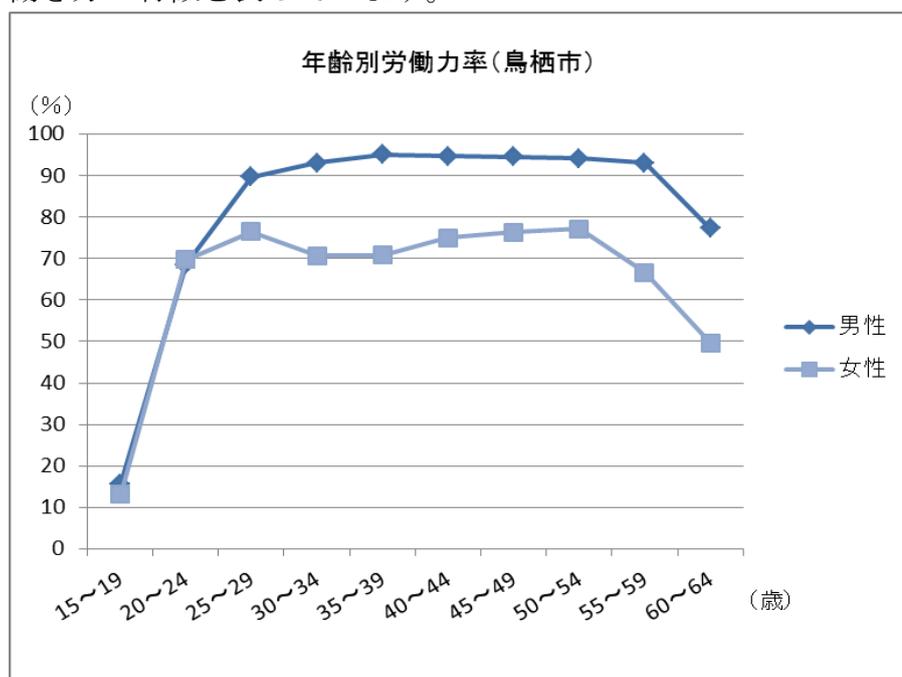
平成27年の国勢調査によると、鳥栖市の総世帯数は27,630世帯となり、調査のたびに増加を続けています。人口は、平成17年から10年間で、12.6%増えており、世帯数も21.1%増加しています。1世帯当たりの人数を見ると、平成17年に2.8人であったものが平成27年には2.6人となり、単身世帯、夫婦のみの世帯やひとり親世帯の増加が見られる等、家族形態が多様化しています。また、働き方や個人の価値観、ライフスタイル等の生活形態も時代の変化とともに多様化しています。



資料：国勢調査結果から作成

(3) 就業構造の状況

平成27年の労働力率※1を男女別に見ると、男性は、20歳代半ばから50歳代後半まで、約90%の高い割合の人が働いており、グラフの形は台形になります。女性は、30歳代に入ると働く人の割合が減少し、40歳代にかけて再び上昇するM字型の曲線になります。これは結婚・出産で就業を一時的に中断し、子育てが終わった時点で復職または再就職をするという、日本女性の働き方の特徴を表しています。



資料：国勢調査結果から作成

※1 労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合を指します。就業者には休業中の人も含まれています。

2 これまでの取組

鳥栖市は、平成15年度に「鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進してきました。

計画は10年計画とし、平成19年度に見直しを行い、翌年からの後期行動計画を策定しました。また、平成24年度には、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定しました。計画で設定した取組に対し、副市長を会長とする男女共同参画行政推進会議や、市民の委員等で構成された男女共同参画懇話会において、計画に基づく総合的な施策の推進と評価、改善に努めています。

平成28年度には、次年度の「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画)」の策定に伴い、「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施し、市民意識の変化や、男女共同参画の実態や課題について調査・分析を行いました。

3 新たな課題

「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」で設定した事業については、概ね計画どおりに実施することができました。

平成28年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」によると、男女共同参画の進捗度を測る基本的な指標とされる「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだという性別役割分業意識を否定する『反対派』の比率」に関して、内閣府の全国調査を上回る結果が見られており、意識の醸成が進んでいると考えられます。しかし他方では、「男女にはそれぞれ役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」という考え方については『賛成派』の比率が多い等、性別役割分業意識からの脱却が果たされていないことを示す結果も見られました。

今回の計画策定に当たっては、男女共同参画に関する啓発・理解促進の取組は継続的に進めていくとともに、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されたことを踏まえ、男女平等な立場で仕事と家庭を両立させ、女性が十分に能力を発揮し活躍できるような環境整備に向けた取組を進めていくことが求められています。

また、平成23年に発生した東日本大震災、そして、平成28年の熊本地震の発生により、防災対策における女性の視点が必要であることが明らかになりました。

4 計画の重点課題

これまでの本市の取組と新たな課題を踏まえて、「第2次男女共同参画行動計画（後期計画）」では、以下の取組について重点的に推進します。

（1）男女の人権の尊重

- 男女共同参画社会を形成するためには、男女が個人として尊重され、性別を理由に差別を受けないことが基本になります。今後とも市が実施する施策においては、人権の尊重を重視します。

⇒基本目標1・主要施策1「男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進」

（2）男女共同参画社会の理解の促進

- 男女共同参画の用語や取組の認知度は低く、考え方が十分理解されていません。さらに分かりやすく伝え、多くの人の協力を得られるよう取組を進めます。

⇒基本目標1・主要施策2「男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実」

(3) 女性や高齢者の社会参画による地域の活性化

- 高齢化社会の進行や生活形態が多様化する中で、女性や高齢者の能力を発揮する機会を創出することが、今後の社会の活性化につながります。

⇒基本目標3・主要施策1「個人の自立を支える環境整備」

基本目標3・主要施策3「生涯を通じた健康づくりの推進」

(4) 市民活動団体や事業所等との協働の推進

- 男女共同参画の考え方を地域や職場に浸透させるために、市民活動団体や事業所等と連携し、協力しながら進めていくことが必要です。

⇒基本目標1・主要施策2「男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実」

基本目標2・主要施策2「男女が働きやすい労働環境の整備」

(5) 配偶者等に対する暴力の根絶

- 男女間の暴力、特に女性に対する暴力は、人権を侵害する犯罪であり、絶対に許すことのできない行為です。男女共同参画社会の形成を根本から揺るがすもので、今後とも重点的に取り組む必要があります。

⇒基本目標5・主要施策1「DV被害を防止する啓発推進」

基本目標5・主要施策2「相談体制の充実」

(6) 防災における男女共同参画

- 防災分野への女性の参画を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違いに十分配慮すること等、防災における男女共同参画の推進を図ります。

⇒基本目標2・主要施策1「政策・方針決定過程での男女共同参画の推進」

(7) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 誰もがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができる社会の実現が必要です。

⇒基本目標4・主要施策1「仕事と生活の調和を図る環境の整備」

(8) 女性の活躍の推進

- 高齢化社会が進行し、将来、人口減少社会を迎えていくなか、女性の能力の活用は、新たな労働力を確保するという視点だけでなく、女性の視点、発想を生かした新たな経済活動を作り出す観点でも重要です。

⇒基本目標4・主要施策2「女性活躍推進のための環境整備」

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本目標	主要施策	具体的施策
1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	1 男女共同参画を学ぶ機会の充実 2 保育・教育関係者の意識を高める 3 自立・職業意識を育む学習や指導の充実 4 男女共同参画意識を高める学習機会の充実 5 学習機会への参加を促進する環境づくり 6 多様な団体への学習機会の提供
	2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	7 男女共同参画に関する広報 8 男女共同参画啓発事業の実施 9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供 10 あらゆる活動への男女共同参画の推進 11 市民の主体的活動の支援
	3 男女共同参画を推進する人材の育成	12 女性人材情報の収集と提供 13 人材育成事業の充実
2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	1 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進	14 市の審議会等への女性の参画促進 15 防災分野における男女共同参画の推進
	2 男女が働きやすい労働環境の整備	16 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり	1 個人の自立を支える環境整備	17 子育てに困難を抱える家庭の自立支援の充実 18 高齢者の生活支援の充実 19 高齢者の自立と社会参加の支援 20 障害者の自立と社会参加の支援
	2 性と健康を尊重する環境整備	21 妊娠・出産・育児期における支援と相談の充実 22 性と生殖に関する健康と権利の啓発 23 性的少数者に対する理解の推進
	3 生涯を通じた健康づくりの推進	24 思春期における健康教育の充実 25 生涯を通じた心身の健康支援 26 介護予防の推進

基本目標	主要施策	具体的施策
4 女性が活躍できる社会づくり (鳥栖市女性活躍推進計画)	1 仕事と生活の調和を図る環境の整備	27 多様な保育サービスの提供 28 子育て支援体制の充実 29 男性の育児への参加促進 30 男性の家事能力の向上と参加促進 31 仕事と家庭の両立支援の充実
	2 女性活躍推進のための環境整備	32 女性の起業や再就職等の支援 33 女性の経済的地位の向上と環境の整備 34 女性の活躍に向けた意識の醸成 35 女性職員の登用促進
5 配偶者等に対する暴力の根絶 (鳥栖市DV被害者支援基本計画)	1 DV被害を防止する啓発推進	36 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発
	2 相談体制の充実	37 DV被害者支援に係わる相談体制の強化 38 女性(母子)に係わる相談機能の充実 39 二次被害を起こさないための体制の強化
	3 DV被害者の自立支援	40 DV被害者の自立に向けた支援の充実
	4 関係機関の連携・協力	41 あらゆる暴力の早期発見と防止対策 42 関係機関との連携の推進

	主要施策	具体的施策
■推進体制の整備	1 計画推進体制の充実	43 男女共同参画行政推進会議の充実 44 男女共同参画懇話会との連携 45 国・県や市民活動団体等との連携と協力
	2 計画の進行管理	46 計画の進捗管理 47 市民や事業所等の男女共同参画に関する意識調査等の実施
	3 モデル事業所としての市役所づくり	48 仕事と家庭の両立支援の充実 49 市職員における男女共同参画の理解の促進 50 女性職員の登用推進 51 職員の人材育成

2 施策の展開

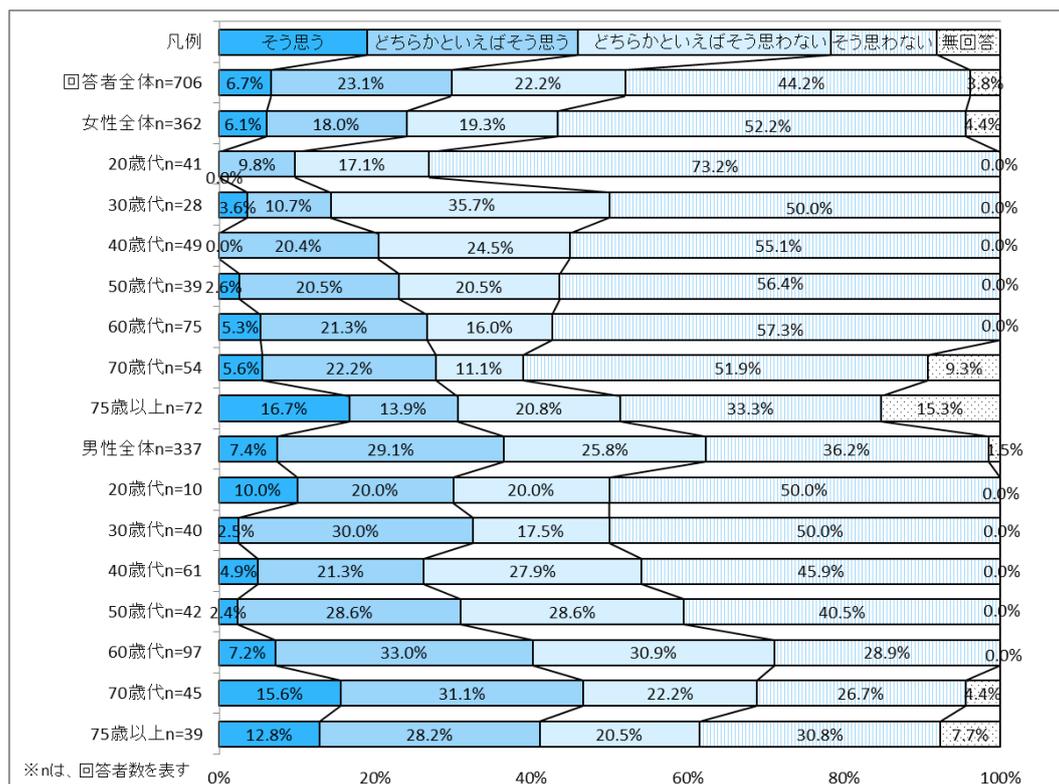
基本目標 1	人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
--------	----------------------

主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

【現状と課題】

- ・ 固定的な性別役割分担意識については、以前と比較すると否定的な意見の人が増えていますが、年齢が高くなるほど固定的な役割分担意識が根強く残っています。
- ・ 男女共同参画を正しく理解してもらうために、学習機会を提供していますが、同じ人が複数回参加する等、参加者が限られています。
- ・ 市民一人ひとりに男女共同参画について、正しく理解してもらうための学習の機会を充実させることが必要です。
- ・ 男女共同参画の意識を形成するためには、幼児期からの教育が大切です。

《「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える人の割合》



資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①性別にかかわらず平等感や思いやりを育む、教育活動の充実を図ります。
- ②子どもの個性や能力を認め、生かしていく教育活動を推進します。
- ③人権の尊重や男女共同参画への理解を広める学習の機会を提供します。

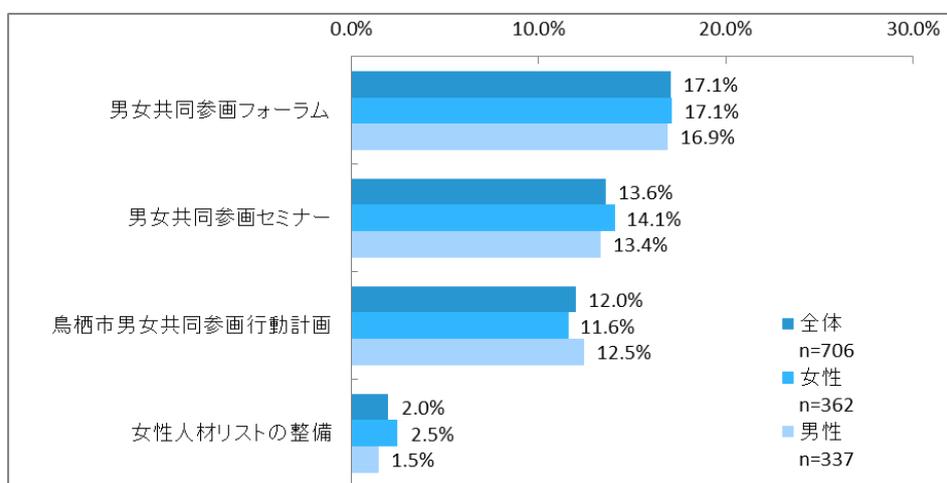
具体的施策	施策の内容	担当課
1 男女共同参画を学ぶ 機会の充実	教育の場において、性別にとらわれることなく、ひとりひとりの個性と能力を伸ばす男女平等教育を推進し、自立した豊かな人間性の実現に努めます。 ●人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習	学校教育課
2 保育・教育関係者の 意識を高める	教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう話し合いや研修の機会の確保に努め、日常活動における固定的な性別役割分担を見直し改善を図り、教育の場における男女共同参画を推進します。 ●教職員の研修の実施 ●保育園・幼稚園における教育者の研修 ●話し合いの場の確保 ●生涯学習における教育者の研修	学校教育課 こども育成課 生涯学習課
3 自立・職業意識を育 む学習や指導の充実	小中学校において、性別にとらわれない職業観の形成と就業意識を育むための社会体験、職場体験活動を推進し、個性と能力に応じた進路を主体的に選択できるよう実体験を通じた学習を進め、指導の充実を図ります。 ●職場体験学習の充実 ●進路指導の充実	学校教育課
4 男女共同参画意識を 高める学習機会の充 実	男女共同参画の意識づくりのために、講演会や講座等の学習機会の充実を図ります。 ●出前講座・講演会の開催 ●男女共同参画の視点での講座・講演会等の開催	市民協働推進課 生涯学習課
5 学習機会への参加を 促進する環境づくり	講座や講演会等の開催時間に配慮したり、保育の確保を行ったりする等、だれもが参加しやすい環境づくりに努めます。 ●講座等の開催日時への配慮 ●託児の実施	関係各課
6 多様な団体への学習 機会の提供	地域で活動している団体等へ男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、各種講演会等への参加を呼びかけます。 ●自治会、PTA、協議会等各種団体への情報提供、講演会等への参加呼びかけ	関係各課

主要施策 2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

【現状と課題】

- ・セミナー（講座）やフォーラム（講演会）を開催していますが、若い世代や男性の参加者が少なく、鳥栖市が取り組んでいる施策についての認知度も低い状況です。
- ・男女共同参画社会を形成するためには、男性の理解と協力が不可欠であり、働き方の見直しや家事参画等、男性にとっての男女共同参画の利点を伝えることが必要です。
- ・継続して広報・啓発に努め、幅広い人たちに男女共同参画について理解を深めてもらうための工夫が必要です。

《鳥栖市が取り組んでいる施策の認知度》



資料:平成 28 年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①誰もが参加しやすくなるように、広報・啓発に努めます。
- ②セミナーやフォーラム等を開催し、参加者に啓発を行います。
- ③男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。

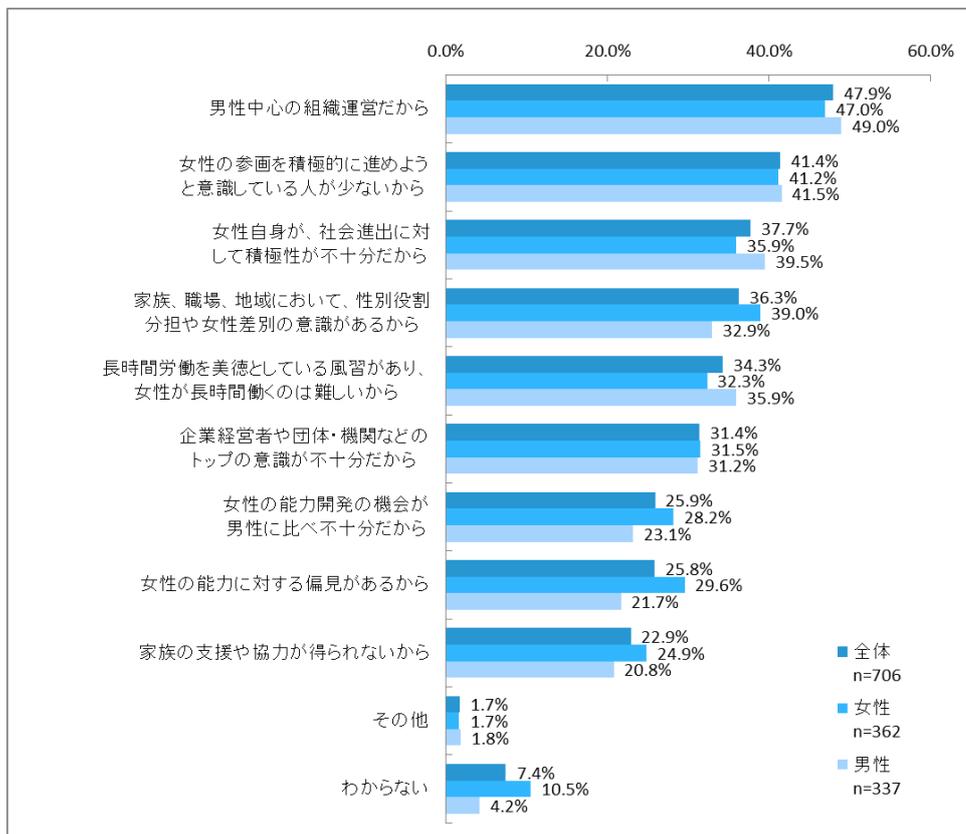
具体的施策	施策の内容	担当課
7 男女共同参画に関する広報	<p>市報やホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する法令や催事等を積極的に広報します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画週間等における特集 ●男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR ●各種啓発資料の作成・配布 	市民協働推進課
8 男女共同参画啓発事業の実施	<p>男女共同参画を推進するための講演会等を開催し、意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●“男女共同参画フォーラム”の開催 ●各種セミナーの開催 	市民協働推進課
9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	<p>男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●意識調査等の結果の公表 ●図書館における男女共同参画に関する図書資料等の充実 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供 	市民協働推進課 生涯学習課
10 あらゆる活動への男女共同参画の推進	<p>地域における様々な活動の情報を提供することで、地域活動への関心や参加意欲を高め、地域の一員として主体的にかかわれるよう男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への参加促進 ●市民活動団体の情報提供 ●市民活動センターへの支援 	市民協働推進課
11 市民の主体的活動の支援	<p>男女共同参画を推進する活動を行なっている各種市民活動団体等が自主的に企画・実施する講座や講演会の開催等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体の支援 	市民協働推進課

主要施策3 男女共同参画を推進する人材の育成

【現状と課題】

- ・男女の地位の平等観をみると、全般的に男性の優遇感が高くなっています。家庭や地域、学校等身近なところでは男女平等と思っている人の割合が高くなっていますが、職場や政治等組織や団体活動に関わる場所では男性優遇と思っている人の割合が高くなっています。
- ・管理職等への女性の参画が少ない理由をみると、「男性中心の組織運営だから」の47.9%が最も多く、これに「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから」の41.4%が続いています。
- ・地域活動等に、男女関係なく参加を促進することが必要です。
- ・男女共同参画に関する啓発を行い、男女共同参画を推進する人材の育成が必要です。

《管理職等に女性が少ない理由》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①男女共同参画に理解のある人材情報を収集し、登録・活用します。
- ②地域における男女共同参画の理解を推進する人材を育成します。
- ③男女共同参画を推進する人材に様々な情報を提供します。

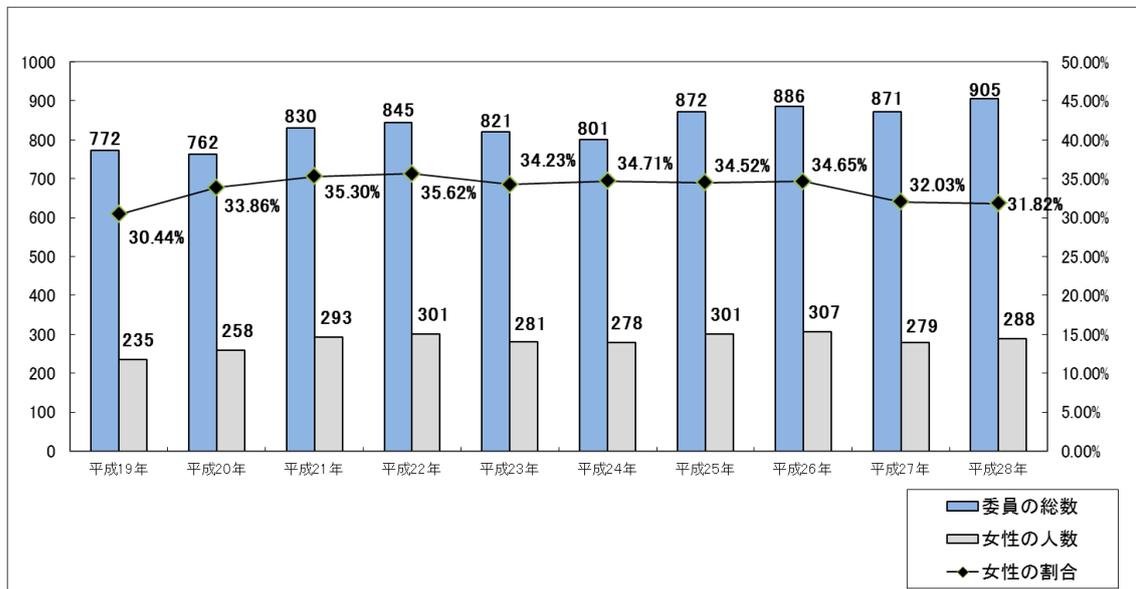
具体的施策	施策の内容	担当課
12 女性人材情報の収集と提供	<p>幅広く女性の人材情報の収集と整備に努め、審議会等へ推薦できる人材情報の充実を図り、積極的な情報提供を行います。</p> <p>●女性人材リストの充実</p>	市民協働推進課
13 人材育成事業の充実	<p>男女共同参画や市の仕組み等を理解し、市政に参画しようとする人々、特に女性のための学習機会を提供します。</p> <p>●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催</p>	市民協働推進課

主要施策 1 政策・方針決定過程での男女参画の推進

【現状と課題】

- ・鳥栖市における審議会等への女性の参画率は、平成28年度末で31.82%です。
- ・市では平成15年度から女性人材リスト登録を開始し、これまで審議会等における女性の人材活用を行ってきましたが、同リストの登録者数や活用は伸びていないのが現状です。
- ・男女の委員等は、同じ人が兼務している場合があります。
- ・審議会等への委員推薦を依頼する構成団体内に女性が少ない状況です。
- ・政策・方針決定の場に意欲的に参画する女性人材の育成と活用が必要です。
- ・国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、男女のニーズの違い等に配慮した避難所運営、被災者支援を求めています。防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画は少ない状況です。
- ・災害に強い地域社会の構築に向けて、男女共同参画の視点から必要な対策に取り組んでいけるよう、防災分野への女性の参画が必要です。

《審議会等への女性の参画状況の推移》



〔施策の方向性〕

- ①市における審議会等の委員改選の際には事前協議を行い、女性の参画を促進します。
- ②様々な分野で女性の参画が増えるように、情報の提供や啓発に取り組みます。
- ③防災分野における男女共同参画の推進を図ります。

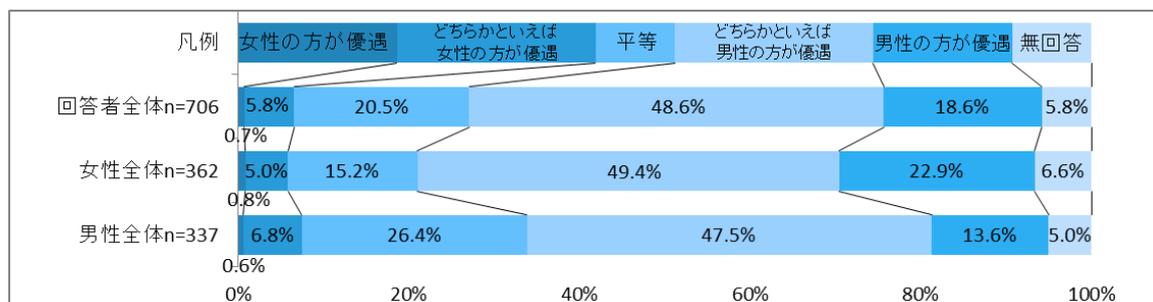
具体的施策	施策の内容	担当課
14 市の審議会等への女性の参画促進	市の審議会等への女性の参画促進に努めます。 ●審議会等への女性参画推進 ●審議会等への女性参画促進のための指針等の周知 ●審議会等の委員の改選期等における女性参画についての事前協議 ●審議会等への女性参画状況調査及び公表	関係各課 総務課 市民協働推進課
15 防災分野における男女共同参画の推進	災害時には男女によって直面する課題や問題点が異なるため、男女共同参画の視点に基づいた地域防災への取り組みの推進を図ります。 ●男女共同参画の視点を取り入れた防災計画・マニュアル等の整備 ●男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の実施	総務課

主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

【現状と課題】

- ・職場において男女平等と感じている割合は、女性全体では15.2%と低く、「どちらかといえば男性優遇」「男性優遇」と感じている割合は、女性全体で72.3%と高く、このうち女性の30～60歳代が特に高くなっています。
- ・育児休業を取得する男性は以前と比較すると増えていますが、依然として少ない状況です。
- ・育児休業を取得することについての考え方をみると、「男性も女性も取得して欲しい」の54.2%が最も高くなっています。これに続き「女性は取得したほうがよいが、男性が取得することには違和感がある」の29.0%が続いており、そのうち、「男性」の『30～60歳代』が特に高くなっています。
- ・個人の意思を尊重した働き方ができる職場環境をつくる必要があります。

《職場での男女平等感》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ① 育児休業や介護休業等の制度を周知します。
- ② 働きやすい職場づくりに関する広報・啓発を行います。
- ③ 働きやすい労働環境の先進事例を紹介し、事業所等に奨励します。

具体的施策	施策の内容	担当課
16 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)の推進	結婚・育児・介護等で仕事を失わないように、男女がともに仕事と家庭を担いあい、仕事や家庭、地域において調和のとれた活動ができる考え方について事業所や経営者への啓発に努めます。 ●市内企業等への啓発や意見交換 ●労働に関する法制度やワーク・ライフ・バランスの啓発 ●仕事と家庭等のバランスに配慮する事業所の事例紹介	商工振興課 市民協働推進課

基本目標 3	男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
--------	---------------------

主要施策 1 個人の自立を支える環境整備

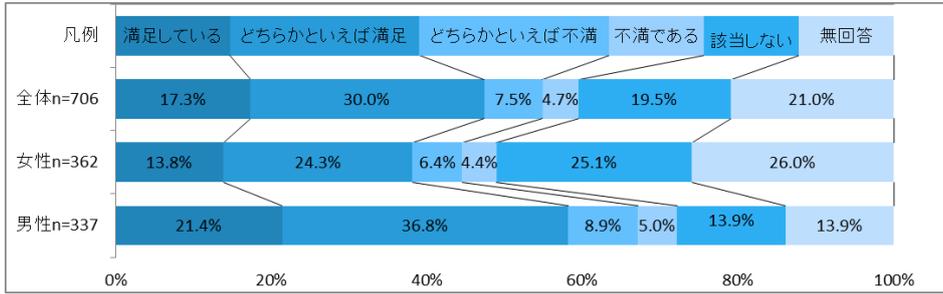
【現状と課題】

- ・ 家族形態や生活形態が多様化しています。
- ・ 生活の満足度を尋ねたところ、個人としては7割強の人が「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えていますが、それぞれの立場による満足度の割合を見ると、親としては5割弱、夫婦としては約4割の人が「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えており、家庭の状態や立場によって意識に差が出るのが分かりました。また、親や夫婦としての満足度の割合を見ると、男女によって意識に差が出ています。
- ・ 障害のある人やその家族、単身高齢者等への経済的、生活的自立に向けた支援も求められています。
- ・ 多様な生活形態に応じて、誰もが安心して満足した暮らしをするためには、情報提供や相談、支援の充実等が必要です。
- ・ 高齢者が社会に貢献できていると感じられるような機会が必要です。

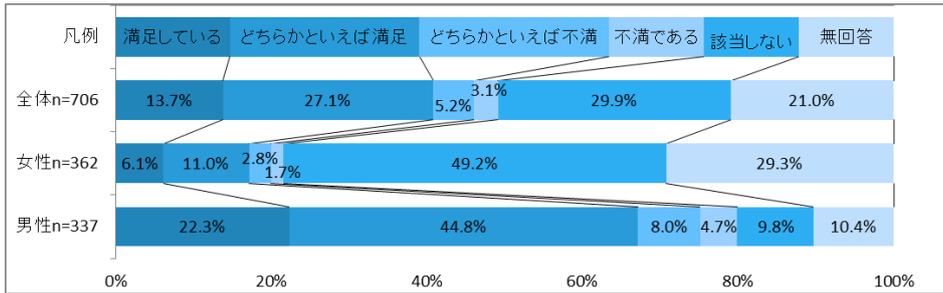
《生活の満足度》

資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

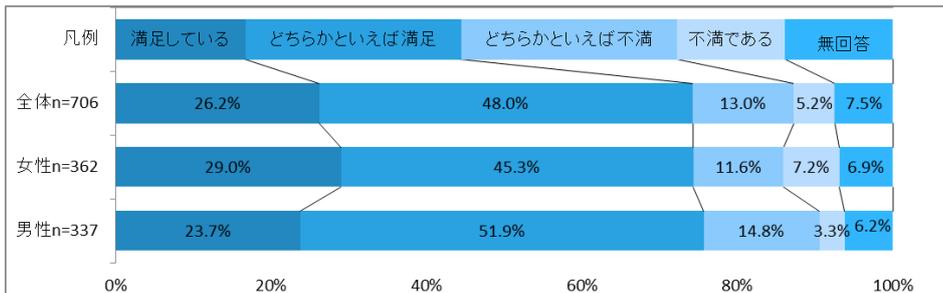
○親として



○夫婦として



○個人として



<p>〔施策の方向性〕</p> <p>①子育てに困難を抱える家庭の生活の安定と自立を支援します。</p> <p>②高齢者が健康で充実した生活を送るための支援を行います。</p> <p>③高齢者や障害者の社会参加や生きがいを進めます。</p>
--

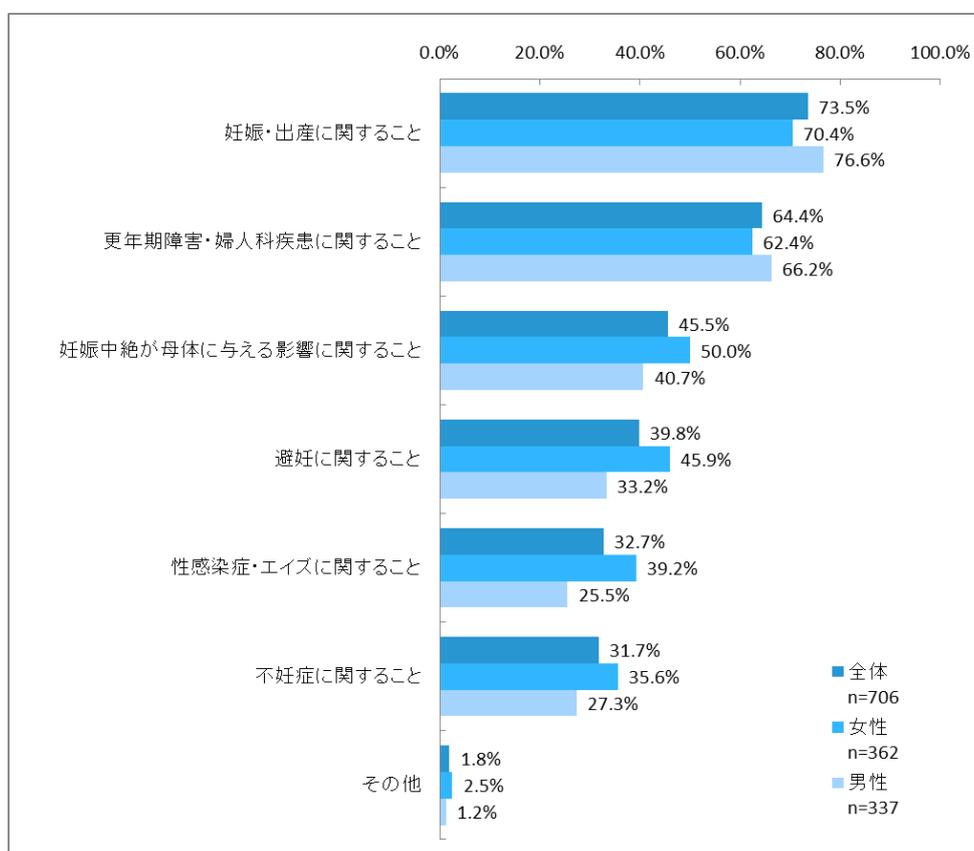
具体的施策	施策の内容	担当課
17 子育てに困難を抱える家庭の自立支援の充実	<p>子育てに困難を抱える家庭の生活の安定に必要な支援を継続するとともに相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭への経済的支援 ●ひとり親家庭への自立支援 ●家庭児童相談室の設置 ●経済的に困難を抱える家庭への支援 	<p>こども育成課 学校教育課 建設課</p>
18 高齢者の生活支援の充実	<p>高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種在宅サービスの提供 ●地域における在宅高齢者の支援 	<p>社会福祉課</p>
19 高齢者の自立と社会参加の支援	<p>働くことへの意欲や趣味、社会活動等の生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。また、寝たきりや閉じこもりの予防のための自発的な活動に、地域の高齢者が自ら参加することで、介護予防に向けた主体的な取り組みを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター事業の支援・拡充 ●介護予防の担い手の育成 ●食や運動に関する教室の開催 ●高齢者教室の開催 	<p>社会福祉課 健康増進課 市民協働推進課</p>
20 障害者の自立と社会参加の支援	<p>障害のある人が自立して生活し、創作活動や生産活動等への社会参加を進めるために、生活支援や相談等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の社会参加の促進 ●障害のある人の自立支援 ●障害のある人やその家族等の相談と援助 	<p>社会福祉課</p>

主要施策 2 性と健康を尊重する環境整備

【現状と課題】

- ・子どもから大人、高齢者に至る市民一人ひとりが、性に関する正しい理解や、心身に影響を及ぼすような人権侵害、犯罪から身を守るための知識を身につける必要性が高まっています。
- ・女性の体を保護するために男女とも知っておいたほうがよいことについては、「妊娠・出産に関すること」の73.5%が最も高く、これに「更年期障害・婦人科疾患に関すること」の64.4%が続いています。
- ・安全な性生活や妊娠・出産のために、妊娠、出産、育児期における支援と相談体制の充実が必要です。
- ・性的少数者に対する正しい理解の促進が必要です。

《女性の身体を保護するために知っておいた方がよいこと》



資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①妊娠・出産・育児期における支援や相談を充実させます。
- ②性と生殖に関する健康と権利について啓発を行います。
- ③性的少数者に対する理解が進むよう啓発を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
21 妊娠・出産・育児期における支援と相談の充実	<p>母親と乳幼児等の健康を維持するため、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行うとともに、母親の心の健康を支援します。</p> <p>●母子保健事業の推進</p>	健康増進課
22 性と生殖に関する健康と権利の啓発	<p>男女がともに自分自身と相手を大切にし、自己決定できる権利についての意識の浸透を図るとともに、若い世代に対する母体保護に必要な知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>●性感染症予防等の啓発</p> <p>●女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の啓発</p>	健康増進課 市民協働推進課
23 性的少数者※2に対する理解の推進	<p>性的少数者に対する理解が進むよう啓発に努めます。</p> <p>●性的少数者に関する理解促進のための啓発</p>	市民協働推進課

※2 性的少数者

先天的に身体上の性別が不明瞭で、男女両方の特徴を持つ人、又は男女どちらかに完全には性分化していない人、身体上の性別と心の性別に不一致がある人、恋愛対象が同性や両性に向かう人等をいいます。

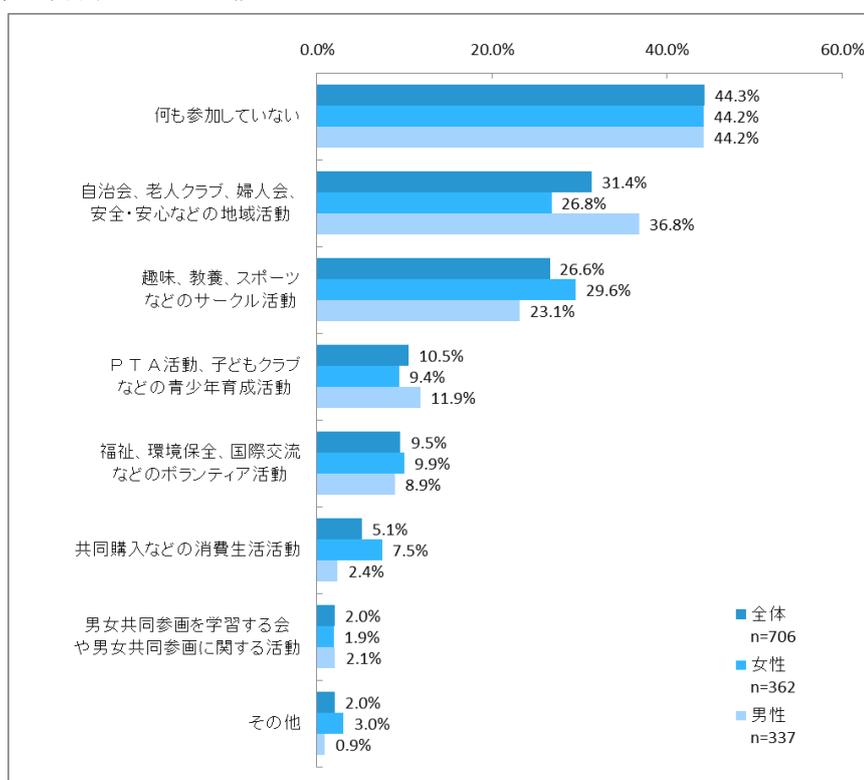
主要施策3 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

- ・地域社会活動に、「何も参加していない」人が44.3%います。平成23年度の調査と比較すると、5.4ポイント増えています。
- ・高齢化の進行により、高齢者だけの世帯も増える中で、自分らしく生きるためにも、健康づくりや病気の予防が重要になっています。
- ・介護予防のための教室を開催していますが、男性の参加者が少ない状況です。
- ・若い世代の健康マイレージ参加やがん検診受診率が低い状況です。
- ・高齢化が進行しており、生涯を通じて自分らしく生きるために、健康づくりや病気の予防が課題になっています。

《社会活動への参加》

資料：平成28年度市民意識調査結果から作成



〔施策の方向性〕

- ①年齢に応じた運動や食事等の健康づくりを支援します。
- ②病気の予防についての広報・啓発を実施します。

具体的施策	施策の内容	担当課
24 思春期における健康教育の充実	<p>青少年が発達段階における心身の変化等に応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発 ●学校における性教育を含めた健康教育の実施 	健康増進課 学校教育課
25 生涯を通じた心身の健康支援	<p>男女の性の違いにより異なる健康上の問題に対する予防情報を提供し、健康保持や体力向上のためのスポーツやレクリエーション活動の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳がんや子宮がん等の各種検診・予防 ●健康マイレージ制度による健康づくりの推進 ●更年期等に関する相談 ●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催 	健康増進課 スポーツ振興課
26 介護予防の推進	<p>高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、健康維持対策に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防教室の開催 	社会福祉課 健康増進課

基本目標 4**女性が活躍できる社会づくり
(鳥栖市女性活躍推進計画)****■計画策定の趣旨**

国では、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、市町村においても、職業生活における活躍についての推進計画を策定することが、努力義務になりました。

本市においても、女性が十分に能力を発揮し、活躍できるような環境整備を図るため「鳥栖市女性活躍推進計画」を策定し、この計画に基づき総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

■計画の性格

この計画は、「女性の職業生活における活躍と推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく基本的な計画を含み、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」と一体的に策定します。

■計画の期間

この計画の期間は、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」と同様に、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

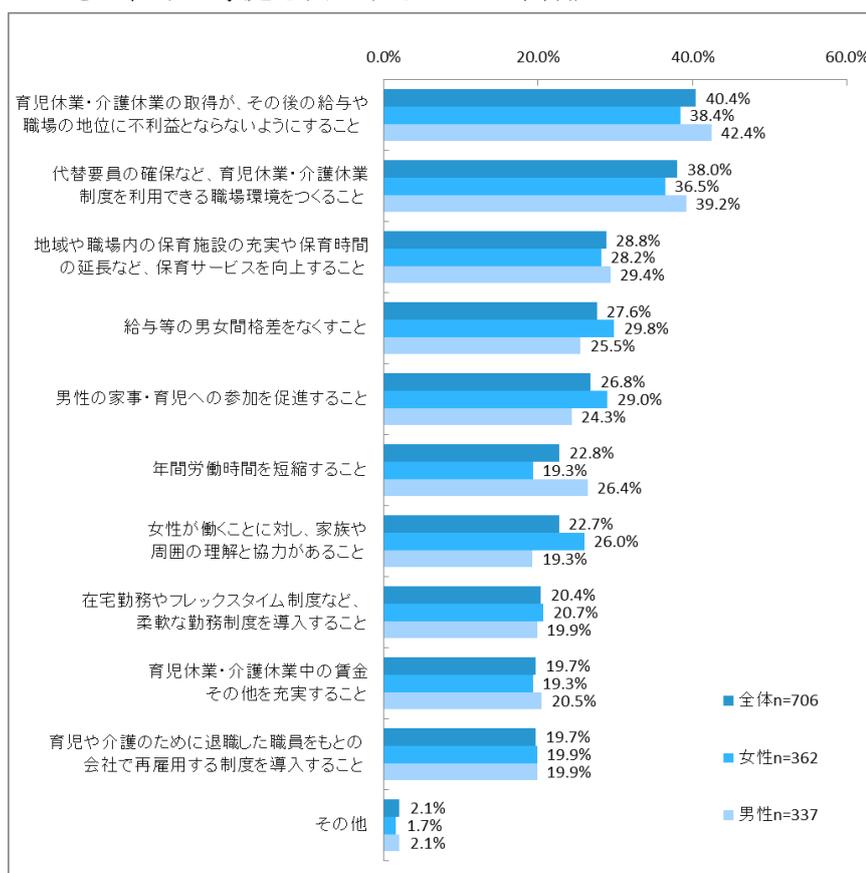
ただし、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更等を考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

主要施策 1 仕事と生活の調和を図る環境の整備

【現状と課題】

- ・家事をする男性も増えていますが、食事、育児、介護等の役割は主に女性が担っていることが多く、家庭と仕事の両立が困難になっています。
- ・家族の介護は女性が担うことが多く、仕事や生活上の負担になっていますが、男性も介護のために離職や休職をしなければならない場合もあります。
- ・男女がともに、仕事と生活の両立を図ることができるような支援体制の充実が必要です。

《男女がともに仕事と家庭を両立するための条件》



資料：平成 28 年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①仕事と家庭生活等の両立のため、保育サービスの充実を図ります。
- ②介護・福祉サービスによる要介護者等や家族の支援を行います。
- ③男性の子育てや介護等への参加を促進します。
- ④だれもが自分の能力を生かし、働き続けられる環境を整備します。

具体的施策	施策の内容	担当課
27 多様な保育サービスの提供	多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。 ●特別保育事業の充実 ●放課後児童クラブ事業の充実	こども育成課 生涯学習課
28 子育て支援体制の充実	子育ての不安を解消するために、子育てに関する情報を提供し、相談体制の充実と子育てサークルの育成支援を図ります。また、仕事と育児・家事の両立が容易となるよう地域の相互援助活動や地域住民と児童の交流の場所づくりを推進します。 ●子育て支援総合コーディネート事業の推進 ●ファミリー・サポート・センター事業の推進 ●放課後子ども教室の開催	こども育成課 市民協働推進課
29 男性の育児への参加促進	男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。 ●子どもクラブ活動等への参加促進 ●父親向けの育児講座の開催 ●育児教室等の開催 ●授業参観等への参加促進 ●教職員への育児休業の取得の周知 ●PTA（父親委員会）活動への参加促進	生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
30 男性の家事能力の向上と参加促進	男性の家事に対する意識と能力を向上するための講座を開催します。 ●男性の家事参加を促す講座の開催	市民協働推進課
31 仕事と家庭の両立支援の充実	事業所等に対して、一般事業主行動計画※3の周知を行い、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境づくりを促進します。 ●仕事と家庭の両立支援に向けた企業の取組促進	市民協働推進課 商工振興課
	市において、特定事業主行動計画※4に基づき、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。 ●男性職員の育児休業、出産補助休暇等の取得の周知 ●職員のノー残業デーの推進 ●職員の育児短時間勤務制度の活用 ●職員の男女共同参画推進デーの推進	総務課 市民協働推進課

※3 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主が労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画を指します。

※4 特定事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

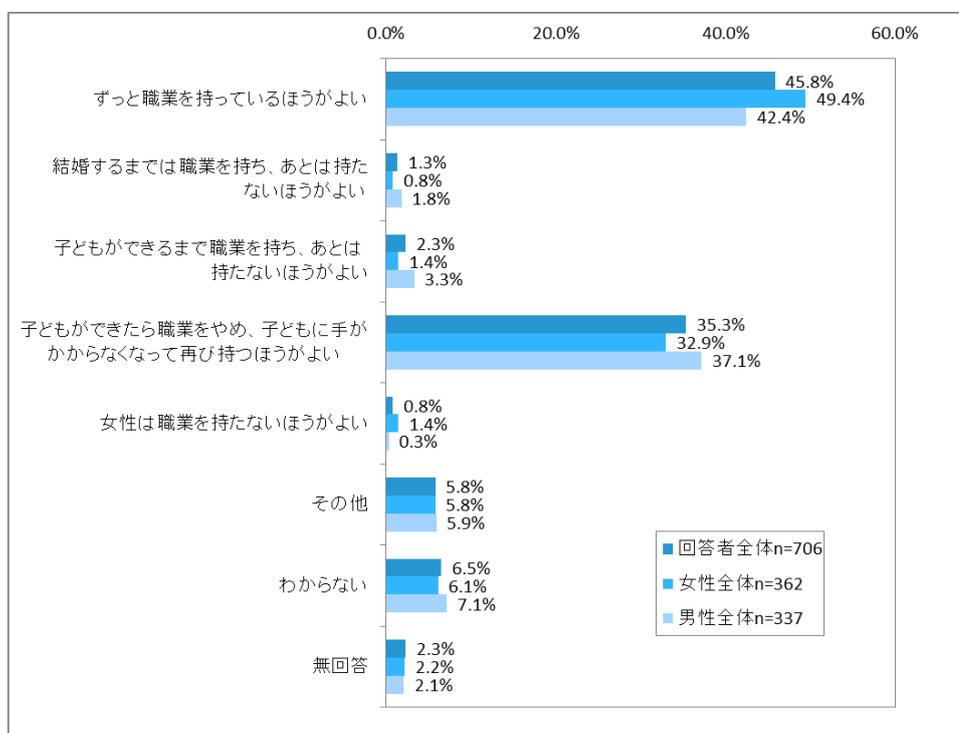
「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、地方公共団体等が策定する職員の仕事と子育ての両立を図るために必要な環境整備等を進めることを目的とする計画を指します。

主要施策2 女性活躍推進のための環境整備

【現状と課題】

- ・結婚・出産を機に職業を一時的に中断し、その後、復職または再就職をする人が多い状況であり、男性と働き方に差がついたりすることがあります。
- ・女性が職業を持つことについての考えをみると、平成23年調査では「子どもができたなら職業をやめ、子どもに手がかからなくなって再び持つほうがよい」が最も高くなっていましたが、今回の調査では「ずっと職業を持っているほうがよい」が最も高い項目（45.8%）となっています。
- ・女性が性別により差別されることなく、能力を発揮することができる職場環境が必要です。
- ・子育て等で仕事を中断した女性が再び就労するための支援が必要です。

《女性が職業を持つことについての考え方》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①女性の労働条件や経済的地位の向上を図ります。
- ②子育て等で仕事を中断した女性に対し、起業や再就職支援の機会をつくり出す。

具体的施策	施策の内容	担当課
32 女性の起業や再就職等の支援	国や県と連携して起業や再就職を目指す女性に対し、各種情報や学習機会を提供し支援を行います。 ●起業に関する情報提供 ●就職に関する情報提供 ●再就職支援セミナーの開催 ●起業支援セミナーの開催	商工振興課 市民協働推進課
33 女性の経済的地位の向上と環境の整備	農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。 ●関係機関と協力した自営業者等への啓発 ●家族経営協定※5の推進 ●関係機関と協力した農業者への啓発	商工振興課 農林課
34 女性の活躍に向けた意識の醸成	市民や事業所等に対して、女性の活躍推進に向けた意識の醸成を図ります。 ●関係機関と協力した事業所等への啓発 ●関係機関との意見交換	市民協働推進課
35 女性職員の登用促進	事業所等に対して、一般事業主行動計画※6の周知を行い、女性職員の管理職への登用等、男女の区別なく個人の能力に応じた評価と待遇を受けることができる職場環境づくりを促進します。 ●女性の活躍推進に向けた企業の取組促進	市民協働推進課 商工振興課
	市において、特定事業主行動計画※7に基づき、女性職員の管理職への登用に努めるとともに、男女の区別なく個人の能力に応じて人員配置を行います。 ●女性職員の管理職への登用	総務課

※5 家族経営協定

農業経営主が農業従事者である家族と、家族生活・農業生産上での役割分担、労働時間や休日、収益の配分等を定めた協定を締結すること。お互いの立場と意見を尊重し、責任ある農業経営へスムーズに参画し、経営の発展と健康で明るい家庭生活を築くことを目的としています。

※6 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条に基づき、一般事業主が策定する女性活躍の推進に向けた取組に関する行動計画を指します。

※7 特定事業主行動計画（女性活躍推進法）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条に基づき、地方公共団体等が策定する女性活躍の推進に向けた取組に関する行動計画を指します。

■計画策定の趣旨

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者の多くは女性であり、配偶者やパートナーが暴力をふるうことは、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、国では平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）を制定し、平成16年度、平成19年度、平成25年度と三度の改正が行われています。平成20年1月にDV防止法が一部改正され、市町村においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが、努力義務になったことから、本市においても、平成25年3月にDVの防止とDV被害者の支援を推進するために「鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定しました。また、平成25年の改正では、生活の本拠を同じくする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされることとなりました。

今回の「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」の策定にあたり、当該計画についても見直しを行い、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援について総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

■用語の定義

この計画において、DVとはDV防止法が対象とする「配偶者（元配偶者を含む）からの暴力」をいいます。配偶者には、事実婚や元配偶者を含みます（生活の本拠を同じくする交際相手も対象）。また、DVを受けた人を「DV被害者」といいます。

■計画の性格

この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市の基本的な計画であり、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」と一体的に策定します。

■計画の期間

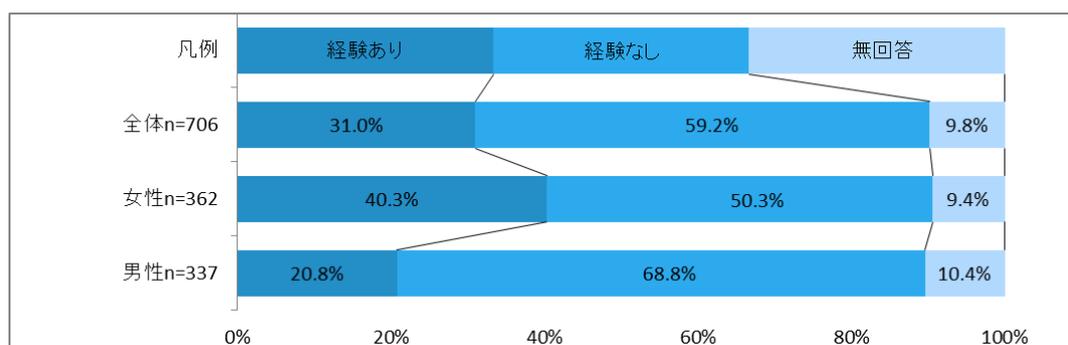
この計画の期間は、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）」と同様に、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

主要施策1 DV被害を防止する啓発推進

【現状と課題】

- ・DVは暴力を手段にして、相手を支配しようとするときに起こり、背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。
- ・DVの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、潜在化してしまうことがあります。
- ・DVの経験を性別にみると、すべての項目で「女性」の経験者の割合が高くなっています。「女性」の経験者の割合が最も高いのは「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」の27.9%で、これに「いやがっているのに性的な行為を強要された」の17.4%が続いています。
- ・市民及び職員に対して、男女の人権尊重やDVの正しい理解、相談情報等の広報や啓発を継続して行うことが必要です。
- ・交際中の若いパートナー間で起こるデートDVについて啓発が必要です。

《DV経験の有無》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①DVやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権を侵害する犯罪行為であるという理解を広めるため、市民及び職員への意識啓発を行います。
- ②DV等の暴力に関する相談窓口の情報を、市民に対して提供します。
- ③若い世代の人たちに、デートDVについて啓発を行います。

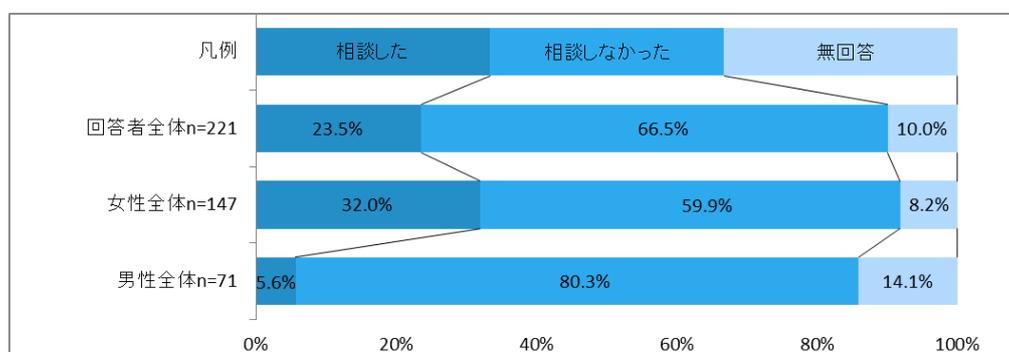
具体的施策	施策の内容	担当課
36 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発	家庭や地域、職場等におけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するための意識啓発を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●DVやセクハラ等の防止に関する意識啓発 ●DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催 ●女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発 ●図書館におけるDV防止に関する図書資料等の充実 	市民協働推進課 学校教育課 生涯学習課

主要施策 2 相談体制の充実

【現状と課題】

- ・相談の秘密は厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。
- ・被害者本人だけでなく、子どもがDVの被害者になる場合があるため、相談の際に配慮しなければなりません。
- ・男性のDV被害については、専門の相談機関が佐賀県DV総合対策センターにあり、電話相談による対応を行っています。
- ・DVを受けた時「相談した」のは「男性」の5.6%に対し「女性」は32.0%となっており、特に「女性」の『30～50歳代』で「相談した」人は50%台となっています。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」の55.8%が最も多く、これに「自分にも悪いところがあると思ったから」の40.1%が続いており、以下、回答割合の高い方から、「自分が我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」(34.7%)、「相談しても無駄だと思ったから」(22.4%)の順となっています。
- ・相談体制の充実及び相談窓口の周知を図ることが必要です。
- ・被害者の保護、自立支援等、円滑で切れ目のない支援を必要とするため、関係部局や関係機関が連携し、相談を受ける必要があります。

《DVについての相談の有無》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①DV被害者支援マニュアルに基づいて、庁内が一体となった協力・支援を進めます。
- ②被害者の負担を軽減するため、相談のワンストップサービスの推進を図ります。
- ③様々な立場のDV被害者が相談しやすいような体制を整えます。

具体的施策	施策の内容	担当課
37 DV被害者支援に係わる相談体制の強化	関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報の保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の周知 ●庁内相談担当者間の連携強化 ●被害者の安全と安心の確保 ●相談のワンストップ化の推進 ●被害者の特性に応じた相談体制の確立 ●学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談 	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課
38 女性（母子）に係わる相談機能の充実	複雑多様化する女性の相談に対応するため、専門相談員及び担当職員による相談機能の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ●相談員や担当職員の研修等への積極的参加 ●女性相談員の設置と相談 	市民協働推進課 こども育成課
39 二次被害を起こさないための体制の強化	相談を受ける職員の対応による二次被害を起こさないために体制を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者支援マニュアルに基づく支援 ●関係課会議の開催 	市民協働推進課 関係各課

主要施策3 DV被害者の自立支援

【現状と課題】

- ・DV被害者は、置かれている環境によって必要な支援が異なります。
- ・DVが日常化すると、被害者は自分を責めたり、逃げる気力も失ったり失うことがあるため、通常の相談とは異なる対応が求められています。
- ・相談を受ける職員は被害者の状況と希望を聞き、適切な支援を行う必要があります。
- ・被害者支援を行う機関や団体とつながりを持ち、被害者の希望する支援を円滑に行う必要があります。

〔施策の方向性〕

- ①DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、窓口担当者等に対する定期的な研修を実施します。
- ②関係する部署が情報を共有し、それぞれの役割を明確にし、支援に取り組みます。

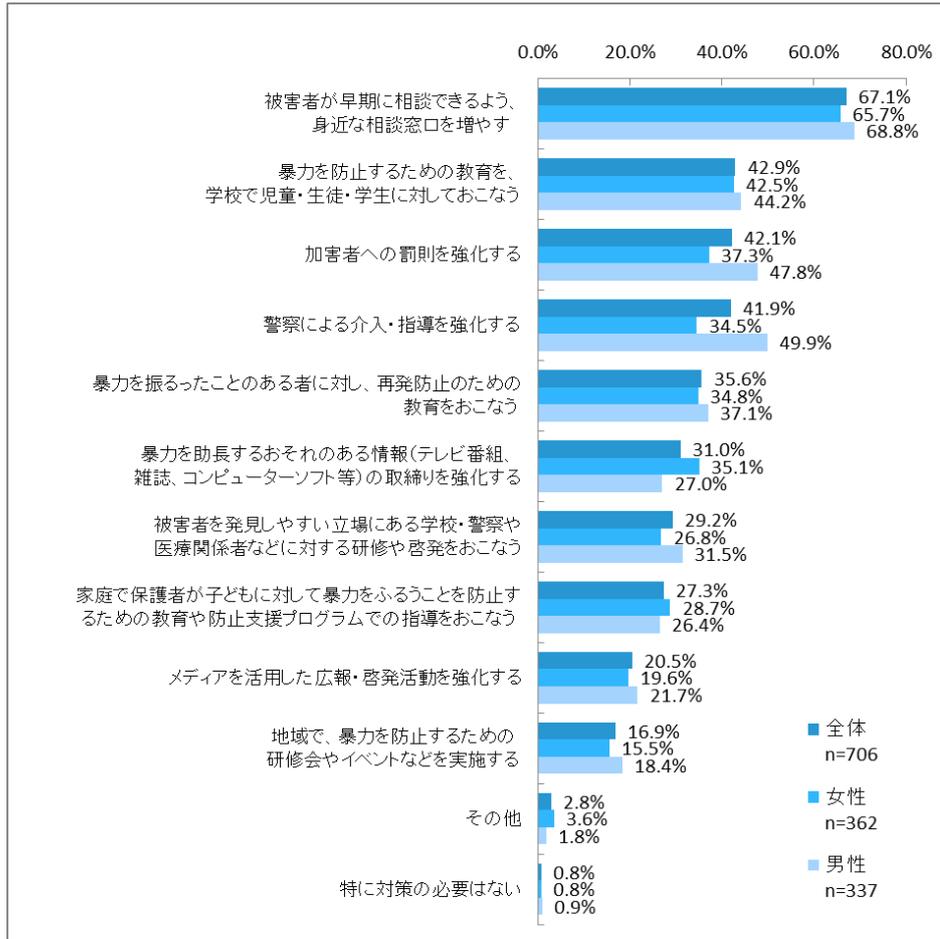
具体的施策	施策の内容	担当課
40 DV被害者の自立に向けた支援の充実	<p>関係課が連携を保ちながら被害者を見守り、必要に応じて自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係課会議における被害者支援の検討 ●就業支援や法的支援等必要に応じた情報提供 ●市営住宅への優先入居等の被害者支援 	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課

主要施策4 関係機関の連携・協力

【現状と課題】

- ・被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。
- ・それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

《女性への暴力をなくす方法》



資料：平成28年度市民意識調査結果から作成

〔施策の方向性〕

- ①関係機関の相談窓口の連携を強化するとともに、相談者の立場に立った受入体制を整えます。
- ②被害者が市外で相談を受ける事例もあるため、県や他市町との情報の共有、連携の強化を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
4.1 あらゆる暴力の早期発見と防止対策	DVや児童虐待等あらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ●市民相談における早期発見 ●要保護児童等対策地域協議会の開催 ●園児・児童・生徒犯罪防止連絡会議の開催 ●各種相談・健診での早期発見 	市民協働推進課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
4.2 関係機関との連携の推進	DV被害者の支援を円滑に進めるため、県や警察署、他市町等と連携し、支援体制を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> ●DV支援機関連携会議への出席 ●保健福祉事務所で開催されるケース会議等への出席 	市民協働推進課 こども育成課

計画推進体制の整備

本計画で実施する施策は、保健や福祉、教育、まちづくり等広範囲にわたるため、計画の推進にあたっては、全庁をあげて総合的に取り組むことが重要です。

そのため、関係各課が連携しながら男女共同参画施策を展開できるように、庁内推進体制等の充実を図ります。

また、市職員が研修等により意識を高め、市役所が事業所のモデルとなるように男女共同参画の職場づくりに努めます。

主要施策1 計画推進体制の充実

- ・副市長を会長とする庁内の意思決定機関として男女共同参画行政推進会議を設置し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。
- ・男女共同参画を進める外部組織として、市民の代表者等で構成する懇話会を設置し、男女共同参画に関する施策の進捗状況や評価等について、市民の視点で述べられた意見や提言を計画に反映します。
- ・国・県や市民活動団体等と連携し、さまざまな啓発事業を展開します。

具体的施策	施策の内容	担当課
43 男女共同参画行政推進会議の充実	男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、庁内組織である「男女共同参画行政推進会議」を開催し、計画に基づいた事業の進捗状況の把握を行う等、計画の総合的な推進を図ります。 ●男女共同参画行政推進会議の開催	市民協働推進課
44 男女共同参画懇話会との連携	男女共同参画社会の実現に向け、市民の代表等で組織する「男女共同参画懇話会」における意見等を活かし、計画の推進を図ります。 また、市が行う事業について、評価や提言を行ってもらい、事業の改善につなげます。 ●男女共同参画懇話会の開催	市民協働推進課
45 国・県や市民活動団体等との連携と協力	国や県、市民活動団体等と連携し、男女共同参画が広まるように連携会議に出席し、啓発事業を協力して実施します。 ●国や県、市民活動団体等との情報交換	市民協働推進課

主要施策 2 計画の進行管理

- ・行動計画に定めた具体的な施策を推進するために、実施計画を策定し、男女共同参画行政推進会議及び男女共同参画懇話会において、計画の推進状況の報告と評価を行います。また、評価結果をもとに、施策の見直しや改善に取り組みます。
- ・男女共同参画に関する資料の収集や調査を行い、計画の策定や施策の改善に取り組みます。

具体的施策	施策の内容	担当課
46 計画の進捗管理	行動計画を推進するための実施計画を策定し、計画の進捗状況を管理します。 ●実施計画書の策定、推進状況の報告・評価	市民協働推進課
47 市民や事業所等の男女共同参画に関する意識調査等の実施	市民の男女共同参画に関する意識調査や実態調査を行い、行動計画や施策の基礎資料にします。 ●市民意識調査等の実施 ●事業所実態調査の実施	市民協働推進課 商工振興課

主要施策 3 モデル事業所としての市役所づくり

- ・他の事業所のモデルになるように、市役所内の男女共同参画を進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
48 仕事と家庭の両立支援の充実	鳥栖市特定事業主行動計画※4に基づき、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。 ●男性職員の育児休業、出産補助休暇等の取得の周知 ●職員のノー残業デーの推進 ●育児短時間勤務制度の活用 ●男女共同参画推進デーの推進	総務課 市民協働推進課

具体的施策	施策の内容	担当課
49 市職員における男女 共同参画の理解の促 進	<p>職員研修等の機会をとらえて、市職員が男女共同参画への理解を深め、男女共同参画の視点で施策を展開するよう啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関わるテーマを設定した職員研修の実施 ●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実 ●男女共同参画推進デーを利用した理解の促進 	<p>総務課 市民協働推進課</p>
50 女性職員の登用推進	<p>鳥栖市特定事業主行動計画※7に基づき、女性職員の管理職への登用に努めるとともに、男女の区別なく個人の能力に応じて人員配置を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用 	<p>総務課</p>
51 職員の人材育成	<p>職員が能力を高め十分に発揮できるようにするために、性別にかかわらず政策立案等の能力開発研修への参加を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員の能力開発研修への参加促進 	<p>関係各課 総務課</p>

【成果指標及び数値目標】

数値目標は、この計画にあわせて設定したものだけでなく、総合計画や各種計画から引用しているものがあります。そのため、目標年度が異なるものがあります。

基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり

成果指標	現状（H28）	目標（H34）
社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	22.2%	↗ 増やす
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	66.4%	↗ 増やす
家庭において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	35.6%	↗ 増やす
数値目標	現状（H28）	目標（H34）
男女共同参画に関する講座等の開催数	68 講座	68 講座
男女共同参画に関する講座等の参加者数	1,920 人	2,000 人
図書館における男女共同参画に関する資料数	41 点	50 点
女性人材リストの登録者数	24 人	45 人

基本目標 2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

成果指標	現状（H28）	目標（H34）
職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	20.5%	↗ 増やす
「男女雇用機会均等法」の内容を知っている人の割合	42.4%	↗ 増やす
数値目標	現状（H28）	目標（H34）
女性委員のいない市の審議会等の数	6	0
市の審議会・委員会等の女性委員の割合	31.8%	40%

基本目標3 男女が安心して暮らせるまちづくり

成果指標	現状（H28）	目標（H34）
地域・社会活動等、何も参加していない人の割合	44.3%	↓ 減らす
数値目標	現状（H28）	目標（H34）
介護予防サポーター養成人数	—	180人
3歳児健康診査受診率	96.6%	97%
健康マイレージ参加者数	6,640人 (基準値：H26)	7,300人 (H32)
シルバー人材センター会員数	376人	420人
通いの場	11ヶ所	59ヶ所
母子向け特定目的住宅	14戸	20戸

基本目標4 女性が活躍できる社会づくり（鳥栖市女性活躍推進計画）

成果指標	現状（H28）	目標（H34）
男性と女性が同程度家事を分担している割合	10.3%	↑ 増やす
数値目標	現状（H28）	目標（H34）
放課後子ども教室参加こども数	7,813人	9,400人
ファミリー・サポート・センター登録者数	953人 (基準値：H26)	1,300人 (H32)
地域子育て支援拠点年間利用者数	28,522人 (基準値：H26)	36,000人 (H32)
ほやほや教室参加率	94%	100%

基本目標 5 配偶者等に対する暴力の根絶（鳥栖市DV被害者支援基本計画）

成果指標	現状（H28）	目標（H34）
DVの被害経験のある人の割合	31.0%	↓ 減らす
数値目標	現状（H28）	目標（H34）
図書館におけるDV防止に関する資料数	12点	20点